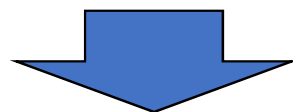


ふるさと納税返礼品提供事業者登録～掲載までの流れについて

STEP.1 募集要領と選定基準の確認をする

日の出町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者募集要領
日の出町ふるさと納税寄付協力事業者及び返礼品選定基準



上記をよく読み、返礼品及び事業者として問題がないか確認する。

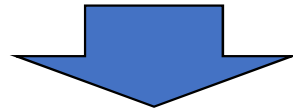
◎特に注意しなければいけないのは下記の3つ

- ・日の出町で生産・製造・加工されたものであるか（例外あり）
- ・提供価格は梱包代及び消費税は含み、送料は含まず1,500円以上であるか
- ・現在、町税を滞納していないか

STEP.2 日の出町へ書類の提出

日の出町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式1号）

- ・企業案内、返礼品送付時に同封する予定のパンフレット等
- ・町内に本社、事業所、工場等を有する個人又は法人等であることがわかる書類



上記を産業観光課窓口、メール、郵送にて提出してください。
添付書類及び誓約欄にチェックをいれているか、代表者の印鑑を押しているか等の記入漏れがないかの確認を行ってください。

◎補足

- ・ **地場産品基準の説明**については軽微な修正のみを行い、そのまま東京都へ申請しますので十分な説明を行ってください。
- ・ **配送情報**の記入は梱包サイズや重量をしっかりと計ってから行ってください。返礼品の提供価格の設定に関わります。

STEP.3 「さとふる」の掲載

◎ふるさと納税サイト「さとふる」へ掲載するため、さとふる担当者と商品ページ等相談し作成する。

※提供品の価格設定については日の出町が設定する。

サイトの掲載についても日の出町で確認し、修正や不適切なものについては事業者へ連絡する。

◎東京都の申請が完了次第「さとふる」へ掲載。

・初回は9月1日より掲載予定

・ ふるさと納税返礼品提供事業者登録～掲載までの流れ

